

奈良県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和六年二月二十六日

奈良県知事 山下 真

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地      | 休止年月日    |
|---------|---------------|----------|
| 北村医院    | 桜井市大字初瀬二三九〇―一 | 令和六年一月一日 |